

議会議案第一号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例について

地方自治法第百十二条及び石川県議会会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

令和四年九月二十八日

石川県議会議長 石田 忠 夫 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員
川	岡	長	太	車	八	沖	本	下
	野	田	郎		田	津	吉	沢
	定	田	田					
裕	隆	哲	真	幸	知	千	淨	佳
一	志	也	理	弘	子	万	与	充
郎						人		

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第十九条の次に次の一条を加える。

（デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援）

第十九条の二 県は、乳幼児の心身の発達の特徴を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末その他映像を表示する電子機器の過度な利用による影響から乳幼児の心身の発達を守るため、市町、医療機関その他関係機関と連携して、乳幼児を養育する保護者及び県民の理解を深めるための啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。

第三十三条の二の見出しを「（携帯型情報通信機器の適切な利用）」に改め、同条第一項中「携帯端末又はPHS端末」を「スマートフォン、タブレット端末その他インターネット接続が可能な携帯型の電子機器」に、「携帯電話端末等」を「携帯型情報通信機器」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「携帯電話端末等の利用制限に当たり」を「青少年の携帯型情報通信機器の利用に当たり」に、「青少年の健全育成に資するよう」を「青少年と話し合い、その利用に関する基準づくりその他の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 県は、学校その他関係機関と連携して、青少年が携帯型情報通信機器を適切かつ有効に活用する能力を発達段階に応じて習得することができるよう、学校教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育その他の施策の推進に努めるものとする。

第三十三条の二第四項中「携帯電話端末等」を「携帯型情報通信機器」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。